

「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」
に関する意見募集の結果について

法務省民事局総務課

「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備
に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」について、令和7
年6月10日（火）から同年7月10日（木）までの間、意見募集を行ったところ、1
件の御意見が寄せられました。

この御意見の概要及び御意見に対する考え方を、別紙のとおり公表します。

なお、この意見募集に係る政令案は、「民事関係手続等における情報通信技術の活用
等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備
等に関する政令（令和7年政令第263号）」として、同年7月18日（金）に公布さ
れましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>公証人手数料令第13条第1項で養育費の定めについての公正証書の作成手数料が引き下げられたが、婚姻費用の定めについての公正証書の作成手数料は引き下げられていない。婚姻費用は養育費と同様に手数料軽減の必要性が大きいこと、婚姻費用を養育費と異なる扱いとする理由がないこと、婚姻費用の支払期間が10年に達することは稀であることなどから、婚姻費用の定めについての公正証書の作成手数料の限度額を5年間の給付の価額の総額とすべきである。</p>	<p>民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）に関する衆議院・参議院の各法務委員会における附帯決議において「養育費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること」が政府に求められていること、既に一部の地方自治体によって養育費の定めについての公正証書の作成費用の補助が行われているものの、その作成割合が低調であり、特にひとり親家庭にとってその作成費用が負担になっていると考えられること、養育費の支払は一般的に婚姻費用の支払に比して長期間にわたるものと考えられ、養育費の定めについての公正証書の作成手数料につき5年間の給付の価額の総額を限度として算定するものとするのは、その作成費用の負担軽減という観点でより効果的な方策であると考えられることなどから、養育費の定めについての公正証書の作成手数料を引き下げることにした原案は相当であると考えております。</p> <p>なお、今回いただいた御意見については、今後の手数料額の見直しに当たっての参考とさせていただきます。</p>